

## 会 議 録

会議名	第1回 和光市特別職報酬等審議会
開催日時	平成29年7月26日(水) 午後1時30分～午後3時40分
開催場所	研修室
出席委員	斎藤和康・天野正敏・山田智好・是永教介・○中村幸夫・ ◎田中義久・富沢洋子・飯島恵子・青木佳男・牧野美沙子 (敬称略)  ◎会長 ○会長職務代理
欠席委員	なし
内容(議題等)	委嘱式 諮問書の提出・受理 審議事項 ・市議会議員の議員報酬の額について ・市長、副市長、教育長の給料の額について ・特別職の期末手当の改定について(意見)
傍聴者	なし

### 1 委嘱式

事務局：最初に「平成29年度和光市特別職報酬等審議会」の委嘱式を行います。市長から、皆様に和光市特別職報酬等審議会委員の「委嘱書」を交付させていただきます。

(委員に委嘱書を交付)

### 2 市長あいさつ

市長：皆様、こんにちは。本日は和光市特別職報酬等審議会にお忙しい中お集まりいただき、また、委員をお引き受けいただきありがとうございます。

さて、この審議会ですが、市議会議員の議員報酬及び常勤の特別職の給料の改定に際しては、条例に基づきまして、あらかじめ和光市特別職報酬等審議会に諮問することとされております。また、直近では平成27年度に審議会を開催させていただきました。

特別職の給与ではありますが、和光市は県内他市と比較し低額であり、特に議員については、県内の市の中で一番低い金額となっております。

ります。このため、県内各市との均衡に配慮し、また同規模団体との同じ程度の待遇を確保するために増額についてご検討いただき、その皆様の意見を踏まえて方向性を決めていきたいと考えております。

また、期末手当については条例では対象となっておりますが、実質的には、給与全体の中で待遇を形成するため、あわせてご意見を伺いたいということでございます。

さて、私は5月から3期目の任期に入らせていただきました。1期目、2期目は当時の様々な財政状況等を踏まえて、一部給料の減額を実施いたしました。当市は、特に市議会議員選挙で立候補者が少ないという状況があり、今後の新たな人材発掘のためにも、待遇について検討していかなければならないという思いもあります。

いずれにしても、このようなことを決めていく際は、市民の皆様のご意見や市内の専門的見地を持つ方々のご意見等も踏まえていかなければならないと思っております。

忌憚のないご議論、そしてまた何よりも、市の将来を見据えたご議論をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございます。よろしく申し上げます。

事務局： ただいまから平成29年度和光市特別職報酬等審議会を開催いたします。この審議会は和光市特別職報酬等審議会条例に基づき設置されます。本日は過半数の委員が出席し定足数に達しておりますので、この会議は成立いたします。

また、この審議会の会長は、委員の互選により定めることになっておりますが、会長・会長職務代理がまだ選出されておられませんので、会長及び会長職務代理が定められ市長より諮問書が手渡されるまでの間、事務局が進行を務めさせていただきます。

(各委員の自己紹介)

事務局： それでは、委員の中から和光市特別職報酬等審議会の会長を選出いたします。当審議会の会長は、和光市特別職報酬等審議会条例第5条の規定に基づき、委員の互選により会長を選出することとなっております。互選ということですが、どなたか会長職に立候補していただける方がいらっしゃれば、あるいは、この方に会長をお願いしたいという方がおりましたら推薦をお願いしたいと思います。

山田委員： 前回会長を務めました田中義久さんがいいと思います。

事務局： 他に推薦等がございますか。

無いようでしたら、先ほど山田委員から田中委員の推薦がありましたので、皆さん、田中委員を会長に提案いたします。いかがでしょうか。

各委員： 異議なし

事務局： 異議なしということですので、田中委員を会長にお願いしたいと存じます。田中委員、会長職を受諾していただけますでしょうか。

田中委員： (承諾)

事務局： 皆様のご協力により会長が決まりました。

議事の進行につきましては、田中会長にお願いいたします。

それでは、会長が決まりましたので、和光市特別職報酬等審議会条例第5条第3項の規定に基づき、会長から会長の職務代理を指名していただきます。田中会長指名をお願いします。

田中委員： 会長の職務代理をご指名させていただきます。

今まで審議会委員や会長の経験もあります中村委員さんをお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

中村委員： (承諾)

(会長及び会長職務代理のあいさつ)

事務局： では、会長と職務代理が決まりましたので、ここで市長から審議会に「諮問書」及び「依頼書」を提出させていただきます。

(市長より会長へ「諮問書」及び「依頼書」の提出・受理)

事務局： これより審議に入りますので、市長は退席させていただきます。

それは、議事の進行につきまして、田中会長よろしく申し上げます。

田中会長： それでは、これから審議を始めたいかと思いますが、審議に先立ちまして各委員の自己紹介は先ほどいたしましたので、事務局職員の紹介をお願いします。諮問事項について改めて事務局から説明をお願いします。

(事務局員、自己紹介)  
(事務局より諮問事項の説明)

田中会長： では、はじめに、諮問書の中にも平成29年8月中旬までに答申をと記されておりますので、会議日程についておはかりしたいと思います。事務局で案をお願いします。

(会議日程が2回と決定)  
(審議会の進め方について、2つの諮問事項及び1つの意見を求めること、関連があるためまとめて審議すること。第2回審議会で第1回の審議を踏まえたうえでの各委員の意見の結論、最終的に審議会としての結論を出すことを確認。)

田中会長： それでは、議題に入りたいと思います。今日の次第にありますとおり3つあります。「市議会議員の議員報酬の額について」、それから「市長、副市長及び教育長の給料の額について」、そして3つ目として「特別職の期末手当の改定について(意見)」、それぞれ審議してまいりたいと思います。

資料が事前にお配りされているかと思いますが、本日もまた資料が追加で出ておりますので、これら資料の内容につきまして、事務局から説明をしていただきたいと思います。

事務局： (資料の説明)

田中会長： それでは初めて委員になる方もいらっしゃるため、事務局から説明のあった資料について内容や不明な点を確認していただいたうえでご意見を伺いたいと思います。

青木委員： 資料5～8に星印がついており、「和光市と同じ類似団体類型区分」とありますがこれはどういう意味ですか。また、和光市と同規模として、人口と財政の面から幾つかの市を両方に挙げたりしている市

もありますが何か意図するところがありますか。

事務局： 交付税を算定する際、全国各市町村人口、産業構造の違いで区分分けをしており、和光市は「Ⅱ-3」となります。同一の県内で同じ区分に入る地方自治体を星印で表しています。人口規模および財政状況が類似している団体だということを表しています。

また、資料9につきましては、交付税を算定する際の類似団体ではなく同程度の人口規模、財政規模を掲載しています。

田中会長： 類似、同規模とありますが判断する基準が異なるということですね。他にご質問等ございますか。

では、前回では、審議会に意見を求めるという諮問があったわけですが、今回は増額改定したい、同規模団体と同程の待遇を確保するためとあります。「同規模団体と同程度」どのくらいを見ているのか、事務局からご説明をお願いします。

事務局： 報酬、給料額につきましては、和光市と人口が同規模の県内の市の報酬、給料額の平均額を「同規模団体と同程度」と考えています。資料9をご覧ください。

上段の表にある「人口同規模団体10市平均（人口7万～10万人）」に記載されている金額が市で想定している金額です。ただしこの数字が絶対ということではなく、およその目安だということをご理解いただければと思います。

下段の表には財政規模による比較がありますが、「財政同規模団体5市平均（決算額400億～500億円）」に記載されている金額は、人口規模による比較より和光市との開きがあり、また財政状況は、年度によって差異が生じることがあるため、財政規模ではなく、人口規模が同程度の団体を同規模団体と想定しております。

次に期末手当の支給率ですが、資料16をご覧ください。

ご覧のとおり、期末手当の支給率については、人口、財政規模とは関係なく、多くの市が一般職の職員と同じ4.3月になっているため、この4.3月を同程度と考えております。

今回は、報酬、給料及び期末手当の改定を審議していただくため、年収ベースでお考えいただくことも想定されますので、資料15の年収による同規模との比較資料もご用意いたしました。

田中会長： 資料の説明がありましたので審議に移りたいと思いますが、今回は市は引き上げをしたいと諮問理由にあり、それぞれ皆さんの意見を交換し議論を行いたいと思いますので、名簿順に意見を伺いたいと思います。

斎藤委員： 資料15に比較する団体が10市、5市とありますが、秩父市と比べても意味が無いと思います。いくら人口規模等が同程度であっても街の大きさ、交通事情、産業構造等の環境が異なる団体より、それらの環境が似ている四市で比べるべきだと思います。

天野委員： 資料を見ると和光市の議員報酬が低いのはわかるが、議員同士との比較だけではなくサラリーマンと比べることはできませんか。市民感覚からすると、その視点もほしいです。

事務局： 埼玉県統計資料では、市民の平均所得に関しては和光市は県内でもトップクラスです。他に市民の平均所得が高いのは戸田市、さいたま市などです。

山田委員： 職員と特別職、逆転する可能性があることについては話合う必要があるかと思います。

市長も言われていたとおり、私も若い方に議員になってほしいと思います。そうすると、それ相当の報酬は必要になると思います。

是永委員： 私も、より若い方に議員になっていただくためには、それ相当の報酬が必要になると思います。

報酬額について他市と比較されてはいますが、業務に対して報酬は支払われると思いますので、議員の業務についても比較してほしいと思います。

中村委員： 何度か報酬審議会委員をやってきましたが、これまでよりも資料が多いと思います。他市との人口比較、年収比較等、かなり細かい資料だと思います。資料が多いことについては実態を把握できるため結構なことだと思います。

ただ、単純に市議会議員の報酬額を上げるのではなく、重要なことは市の財政状況や他市との比較ではなく、議員定数も報酬額を考える上で必要だと思います。

和光市との人口に対して、議員の数はどうか、近隣四市と比較しました。議員1人あたりつき各市の人口ですが、新座市が6,337人、朝霞市が5,704人、志木市が5,387人、和光市は4,520人と、まだ和光市が一番議員定数が多いと思います。

和光市の地価から考えるとある程度上げて良いとは思いますが、一方ではまだまだ議員定数が多いと思います。

頂いた資料は、人口比較、報酬額の比較の資料が多いと思いますが埼玉県には様々な市があり、和光市は県内でも3番目に小さい町です。人口が同規模であっても、和光市の何倍もある町がありますので、町が大きければ、議員の仕事も多くなると思いますし、色々な面を考慮すべきだと思います。

増額につきましては、大いに結構だと考えますが、議員定数を減らすということを意見としてつけていただきたいと思います。議員定数を減らすことは重要だと思います。意見を述べたから10年前議員定数が減ったんだと思います。

富澤委員： 市議会議員の仕事は千差万別だと思うので一概には言えないが、財政状況も悪くないということなので増額で良いと思います。

飯島委員： 増額に意義はありませんが、皆さんがおっしゃられている比較について、区役所の職員や他の職業との報酬額の比較や活動内容と報酬額のバランスも考慮できないでしょうか。

例えば、和光市内の他の職業との比較、市職員や消防士、警察官と比較して考えても良いのではないのでしょうか。

事務局： 市の職員は常勤で、議員は非常勤なので、なかなか比較は難しいのですが、議員の年収は、市の職員で言えば、係長クラスか、それよりも下回る程度だと思います。職責が異なるので、比較は難しいと思います。

田中会長： ただいま、事務局から説明がありましたが、職員は常勤、民間でいう会社員のように生活給として給料をもらっています。

議員は非常勤特別職で、報酬として受け取り、他に職を持っている方もいらっしゃいます。その状況で、議員活動、議員としての職を行っていただいているので、比較することは難しいと思います。

ただ、市長、副市長、教育長は特別職であります。基本的に職

員と同じように常勤で働いております。同じ特別職ではありながら異なる点があります。

青木委員： 報酬、給料の改定についてですが、絶対額の改定、それから実質賃金、物価を考慮した改定と二つの考え方があると思います。

ここで絶対額を、資料を使って検討することも良いのですが、現行の報酬額、給料額が絶対額としてあるわけですが、これがどのように形成されたのか、その経緯を知らないと、絶対額の改定をすると齟齬をきたしてしまう気がします。これは、これまで続けてきた話なので難しいとは思いますが、平成11年に改定された金額、前回改定された金額の経緯を知っている方がいらっしゃればお話いただければと思います。

事務局： 和光市の市議会議員の報酬額は、かなり以前から県内自治体の中でも低い方であったと思います。なぜ低い額であったかは一概には申し上げられませんが、伝統的に和光市は低い額で推移してきたというのは事実です。

青木委員： これまで低い額で推移してきたということは、和光市には議員報酬額が低くて良しとする文化があったんだろうと思いますが、その文化を変えるには明確な理由がなければ増額改定は難しいのではと思います。

それから実質賃金や消費者物価指数で計算して算出するのだと思いますが、2015年度に消費者物価指数の基準値が改定されてから2年目ですが、いただいた資料の中で平成11年の市長の給料額847,000円とありますが、平成11年は平成15年の基準でいうと物価指数が99.6なんですね。そのあとデフレで消費者物価指数が下がるのですが、その下がりに応じて平成21年、22年、23年と減額改定され、平成27年に微増ですが増額改定されたということになっています。2015年、2016年の物価指数は100ですね。過去の水準は所与の問題で過去から決まってきたため、改定について異論は出ないと思いますが、こういったことを考慮せず絶対額を決めるのであれば難しい検討をしなければならないのではと思います。

牧野委員： 先ほど中村会長職務代理のお話にもありましたが、和光市の議員

の数が多いのは有名な話だと思っています。

市民として最も大きな関心事は税金ではないかと思います。

議員数を減らすか、市民の負担がかかり過ぎないようにすることが大事だと思います。

報酬を増額させることは反対はしないのですが、それによって市民の反感を買うようであれば本末転倒ですし、報酬額がしばらく据置きが続いていたので増額改定で話が進んでいくと思うのですが、このご時世、民間企業では人員削減が行われているので、全体を見据えた考慮が必要だと思います。

田中会長： それではここで意見交換をしたいと思います。

委員ご自身の意見の補足、あるいは他の委員の意見について等、積極的にご発言いただければと思います。

斎藤委員： 市議会の議員は報酬であり、他に仕事をして収入があってもよく、本来生活給ではありません。市長等につきましては、毎日勤務しており生活給でもいいと思います。

資料4、議員の活動についての資料は前回までありませんでした。議員は出席した議員活動した分の日当を出すというところもあります。報酬が年間500万円で、議会に出席する最低日数は70日か80日なので、日割りをすると、5、6万円ぐらいになります。以前の審議会では議員に自腹でやっただけではどうですかと言ったこともあります。また、以前「一生懸命議員活動をして、それしか収入がないのであれば、ある意味生活給ではないか」という意見に「私はそれは違うんじゃないですか」と答えた記憶があります。

資料に目を通したら以前の質問に対する資料もあり議員報酬増額の意図があることを感じました。私としては他市がどうかとか埼玉県県下で何番目だからもっと上げたほうがいいとかではありません。今回若い議員が増えました。若い議員が増えれば街の活性化につながります。そのためにも、選挙に出馬する若い方が増えるような魅力ある報酬が必要だ、と最近考えるようになってきました。実際に若い議員の一生懸命やっている姿を見て、これまでとは違った答申が出れば良いのではないかと思っています。

ここまでの全般の話のなかで、市はここまで資料を揃えて、上げたいという方向性で来ているわけなので、議員数を減らすという条件で答申を出すというのなら、それが通るかどうかは別として、そ

の方向でいいのではないかと思います。

田中会長： 先程から議員定数の話が出ておりますけども、この審議会において報酬を考えるにあたって定数のことも考慮しながら報酬について考えるということはいいと思いますが、定数を削減すべき、多い少ないという議論はこの審議会の権限外の事項となります。

諮問事項である報酬についての議論の中で念頭に置くのはいいと思いますが、あくまでも審議会の権限事項についてということをお願いいたします。

そのほか何か意見等あればお願いいたします。

飯島委員： 議員活動以外に収入を得る場合があることを伺って、驚いている面もあります。報酬で年収500万円もあるのは、多すぎるのではないかと単純にびっくりしました。年収300万円ぐらいから、みんな年金を払っているわけです。

しかし、資料を見て1千万円を超える市長もいて、天文学的に皆さんいただいている感じがしたので、驚いています。

田中会長： 一般職については、国家公務員を基準として地方公共団体の職員の給与額が決まる形になっていますが、議員についてはそのような法や条例で額を決めるということではなく、ただ条例で定めて報酬を支給するという法律上の決まりがあるだけです。

ただし、実態として他市や他自治体との均衡をとるわけなので、本日そのための資料が用意されていますが、実際はそのように決定しているところが多いです。

今回、市からは、他市等と比較すると低い状態であるため増額改定をしたいという方向性がはっきり出ておりますので、当審議会はその方向性に沿うか、それとも現状維持か、下げるべきか、もし変更するならばどの程度にすべきなのか、これらを審議して答申する意見がほしいと思います。そして、その方向性を定める前段階として議論いただいて、それぞれ、こうすべきではないかという意見をお話しただければと思います。

斎藤委員： 一般職は常勤だから期末、勤勉手当がありますね。

特別職は期末手当があります。議員は報酬だから本来はないものと思いますが、実際はボーナスになってしまっています。

職員はわかりますし、市長、教育長も常勤みたいなものだから良いと思いますが、これに議員も含まれていて、一緒に上げてほしいという話になっているわけですね。

これが妥当なのかどうなのかという話だと思います。

青木委員： 市長は確かに埼玉県内で40番目で最下位、これは安いような気がします。それでは議員は何が安いかというと、期末手当が他市に比べ低いですね。そこにはいろんな考えがあると思います。

埼玉県内の全市が年収をどうやって判断するか、税収の関係で期末で払うのか、それを期末手当とたまたま呼んでいるのかもかもしれませんけども。

期末手当なので、本来は必要ないという意見はわかりますが、これまでそういう支払の仕方をしてきたわけだから、それはそれで仕方ないかと思います。

これはお金の問題なので財政事情で見るのがいいかと思いますが、星印を平均すると平均すると県下30番目近くになるので、絶対額を変えるとすればそのへんも考慮すべきところなのかなと思います。

ただし今回満額回答ということだと、やはり市民の目も厳しいのではないかと思いますので、それなりの理由付けが必要だと思います。

斎藤委員： 報酬を決める材料がないわけなので比較して平均を出すしかありませんが、近いところを持ってきて平均値を出してこのくらいになる、だからこれが回答だと言っても、根拠も何もありません。

この審議会ではいくら上げるか、仮に月額1万円ぐらいとすると、じゃあ期末手当はどのくらいになるのか、そういうことを決めるわけですよ。

田中会長： 明確に金額まで決まればいいですが、そこまで決まらなければ幅を持たせる等、色々やり方はあると思います。

青木委員： 理由があるとすれば近隣平均、それと物価指数がどういう風に変化しているか、それとの整合性が取れるか、そのあたりが合理的な基準になるのかどうかを検討されるべきだと思います。

斎藤委員： 一般職は人事院勧告に基づいて上がってきているから、特別職と

の差が詰まってきているのでしょうか。

事務局： 年収ベースで比較すると、特別職で一番低い教育長の年収総額と、最も給与が高い一般職の職員の年収総額との差が、通勤手当等の非課税分を除いて50万円くらいとなっています。

田中会長： 資料6では常勤については地域手当も含めて出しているということもありますので、これを基準にするにはこの辺のことも含めて、総額、年収で捉えて比べられるのがいいのではと思います。

ほかに意見交換や事務局に確認したい事項はありませんか。

青木委員： 前回の0ベース回答の主旨はどういうものだったのでしょうか。

田中会長： 資料にあるとおり、諮問の中に市からの方向性が全くありませんでした。その中で意見交換をしたわけですが、市長については上げてもいいのではないかという意見が何名かから出ましたが、全体とすると現状では引き上げなくていいのではという結論になりました。

そのときは議員については厳しい意見が、先程も出ましたが、期末手当は必要なのかという話も出ていました。

全体的には、その年の1月に1万円増額の改定があったこと、そのほか一般職の給与の状況や社会情勢も踏まえ、財政状況等の和光市の課題もある中で、特別職については現状維持でいいという意見が大勢だったということです。

青木委員： 和光市は去年に引きつづき地方交付税不交付団体になったと報道で見ましたが、資料12に平成27年度まで経常収支比率が掲載されていますが、平成27年度が85.1、平成26年度が88.5。平成28年度の経常収支比率は出ないのでしょうか。

事務局： 経常収支比率につきましては総務省が行う地方財政状況調査によって算出されます。県を通じて最終的に国に報告される決算資料です。丁度、現在決算の時期で、算定はされているのですが一般的な公表はされていません。現在一番新しい公表は平成27年度決算ですが、間もなく公表されると思います。

青木委員： 財政力指数は1を切っているのですか。

事務局： 財政力指数につきましては、3ヵ年の平均で算出されます。

平成27年度の財政力指数は0.997で、地方交付税を多少受けていましたが、その後、平成28年度から地方交付税不交付団体となり、財政力指数は単年度で1.035です。平成29年度につきましても同じあり、財政力指数が1を超えたので収入が需要を上回ってるので、地方交付税を受けない不交付団体になっています。

和光市は昭和62年度から平成22年度まで地方交付税不交付団体、平成23年度から平成27年度まで地方交付税交付団体、平成28年度から地方交付税不交付団体となりました。

青木委員： その辺りが前回と異なる状況なんですね。

事務局： 和光市の歳入が6割が市税収入で、他の自治体と比べて自主財源の割合が高い状況にあります。また、市税収入につきましてもゆるやかであります。景気回復に伴う個人住民税の増加と、平成24年度から4年連続でそういう状況です。これまで行ってきた区画整理等の投資的事業の進捗もありまして、固定資産税の増加も見込めています。

青木委員： それでは、もう一つよろしいでしょうか。

資料12に経常収支比率は通常75%程度とありますが、実際そういう団体はありますか。

事務局： 当市では財政白書というのを出しており、平成28年度の平成27年度決算の財政状況が一番新しいものですが、この中で平成26年度指標、経常収支比率を見ると、県内では県内平均が92.1で、和光市は88.5でしたが、平成27年度からは好転して85.1となり、いわゆる財政の弾力性が出てきました。

田中会長： つまり、経常収支比率が低くなり、良くなったということですね。

事務局： はい、そうです。

田中会長： 今回は、市とすれば報酬を上げたい、それを類似団体に近づけたいという主旨だと思います。

今回の審議会では、まず市の今回の諮問に対して、増額改定につ

いては是とする、あるいは否とするというようなことで、それを今日この中でそれぞれ話し、次回に個々の意見を聞いた中でそのあたりを諮りながら全体的なまとめをやっていくかという流れで進めていきたいと思いますが、そのあたりはかなり審議の錯綜する部分かと思しますので、それについてご意見を確認したいと思います。

斎藤委員： 次回、議員の報酬も、特別職も、期末手当も一緒に結論づけるということですね。副次的なものも。

田中会長： そうですね、副次的なものまで出せばいいですが、そこまで出せないけれども方向性としてこれでいいのではないかとか、それぞれ意見をいただいた中で、またこの審議会として、どういう結論を出すかということによろしいですか。

そのあたり、参考になるものは何か、事務局からございますか。

事務局： 次回の審議会冒頭で皆様からご意見を伺いたい事項を書面にまとめましたので、お配りいたします。

田中会長： はい、ではそれを配布願います。

では、これについて事務局からどうぞ。

事務局： 1番目の給料、報酬の額、期末手当の支給率については、具体的な金額を示していただいても構いませんし、上げる方向でとか下げる方向でとか、年収何万円くらい上げる等の大雑把なご意見でも構いません。

2番目の期末手当の支給率を今後は審議会に諮らずに改定を行っていくことの是非については、本日の会議の中では議論に及ばなかったところですが、当局といたしましては、県内他市と同様に、今後の期末手当の支給率については、基本的には審議会に諮らずに改定を行っていきたいと考えております。

その理由といたしましては、一般職の期末・勤勉手当が経済情勢に連動して細かく毎年上がったり下がったりするような中で、当市もそれに素早く対応できるように、一般職の支給率と今後は連動させて改定させていただきたいためです。

仮に、今回の答申が一般職と同率となった場合には、以降は一般職と同率で改定を行っていきたいと考えており、また、今回の答申

が一般職と同率ではないではないという結論になった場合、たとえば一般職より少し下げて年間3.5月でいいという結論になりましたら、今後は一般職の増減分に応じて改定していくといった方法にしたいと考えております。一般職が人事院勧告で0.1月上がったら3.5月から0.1月上げて3.6月、逆に、0.1月下がったら3.5月から0.1月下げて3.4月とするような形で改定させたいと考えておりますので、そのことについてもご意見をいただければと思います。

また、最後の項目は、例えば、特別職の期末手当が2.0月のようにかかなり低い率でよいとなった場合で、さらに一般職が人事院勧告で0.1月下がるような場合も考えられますので、そのような、あまりにも極端に期末手当が低くなるような場合には、それ以上の引き下げはしないことも有り得るという趣旨でございます。以上2点です。

田中会長：　今回は特に期末手当の支給率にまでは議論が及びませんでした。これについては前回の審議会で、常勤の特別職については、やはり権限、責任の観点から、一般職よりも上位の職ということの中では、やはり給与の逆転というようなことがあってはいけないのではないかと、そのため期末手当について人事院の勧告があった場合についてはそれと連動してもいいんじゃないかという意見がありました。

議員についてはそれがなかったのですが、市のこういう提案についてどうでしょうか。これは一番最初に説明がありました当審議会条例の中で、議員報酬の額、それと常勤の市長等の給与の額についてはこの審議会に諮問するとなっていますが、期末手当については、特に条例上必ず諮問しなければならないということにはなっておりません。ただ、報酬と関連するものなので、これまでこの審議会の中で意見を求められてきたという経緯がありますので、今後はこういう形で諮りたいという一つの提案であるということです。

それについて意見もいただきたいということですので、委員の皆様には、よろしく願いいたします。

それでは、今日の議論の中で個々の意見があったと思いますが、事務局でまとめていますか。

事務局：　議員報酬については、総論としては引き上げてもいいのではないかと意見が多かったように思います。

その理由としましては、若い人が選挙に出やすいよう魅力ある報酬額とすべきであるとか、地方交付税の不交付団体になったようにある程度は市の財政指標に改善傾向がみられるというような意見がございました。

一方で、他市との比較については、近隣四市や、あるいは民間サラリーマンと比較とすべきであるといった意見や、単純に人口規模による比較とすべきではないという比較対象のご意見もいただきました。

それから報酬を上げることに賛成ではあるが、議員定数を減らすべきだというようなご意見もいただきました。

また、報酬を上げる場合でも、理由付けをしっかりとする必要があるとといったご意見もいただきました。

以上です。

田中会長：　今回は議題を分けて審議しなかったためいろいろ話が飛んでしまっ  
て大変申し訳なかったのですが、総合的に関連がありますので、そのあたりを含めて議論していただきました。

次回はこれを踏まえて現状から変更するにしても維持とするにしても、それなりの理由が必要だろうと思います。大変難しいことですが、次回の審議会ですべてのご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

田中会長：　それでは第二回の審議会の冒頭におきましては、それぞれ委員の皆様のお考え、結論を伺って答申内容をまとめてまいりたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いたします。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。